

大阪市プレミアム付商品券 2026 事業業務委託募集要項 (公募型企画競争方式 (プロポーザル方式))

1 案件名称

大阪市プレミアム付商品券 2026 事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

昨今のエネルギー価格や原材料価格の高騰により事業者を取り巻く環境は厳しい状況にあり、市民の暮らしにも影響を与えている。

こうした状況を踏まえ、大阪市内の対象店舗で利用可能な商品券（プレミアム率30%）の発行を通じて、市民や事業者の物価高騰に伴う負担を軽減し、地域経済を活性化することを目的に本事業を実施する。

(2) 業務内容

具体的な内容については、別紙1「大阪市プレミアム付商品券 2026 事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

(3) 契約上限額

金22,894,522,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳：プレミアム分 18,600,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

事務費 4,294,522,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 履行場所

本業務の拠点となる事務所は、受注者が確保する事務所とする。

(6) 費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

（注）社会情勢の激変による本業務の変更・中止等については、今後の社会情勢等を踏まえ判断する。その際、変更・中止等に伴って発生した費用については、別途協議するものとする。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

（2）委託料の支払

令和8年7月末及び業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

ただし、発注者が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、受注者は前払いによる業務委託料の概算支払いを発注者に請求することができるものとする。

（3）契約条項

別紙2「業務委託契約書（概算払いに関する特約条項含む。）」参照

（4）契約保証金

| | |
|-------|----|
| 契約保証金 | 免除 |
| 保証人 | 不要 |

（5）再委託について

ア 受注者は、委託業務における商品券の発行及び管理に係る業務、総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であつてはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

（6）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 参加資格等

次に掲げる条件の全てに該当すること。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 直近1ヵ年において、本店所在地の法人(個人)住民税(市区町村民税及び都道府県民税)、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ウ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- オ 令和4年度以降に官公庁等の発注による類似又は同様の業務(商品券を活用した経済活性化事業等)の契約履行実績(ただし、履行中のものを除く。)を有していること。
- カ 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- キ 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- ク 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記アからキの条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。ただし、上記オについては、共同事業体の代表者が満たしていればよいものとする。
- (ア) 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
- (イ) 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
- (ウ) 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- (エ) 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- (オ) 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
- (カ) 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

| | |
|--------------------|--------------------|
| ● 公募開始 | 令和8年1月9日 (金) |
| ● 質問受付期限 | 令和8年1月20日 (火) |
| ● 質問に対する回答 | 令和8年1月27日 (火) (予定) |
| ● 参加申請関係書類の提出期限 | 令和8年2月2日 (月) |
| ● 参加資格審査結果通知 | 令和8年2月5日 (木) (予定) |
| ● 企画提案書類の提出期限 | 令和8年2月12日 (木) |
| ● プレゼンテーション審査 | 令和8年2月26日 (木) (予定) |
| ● プレゼンテーション審査(予備日) | 令和8年2月27日 (金) (予定) |
| ● 選定結果通知 | 令和8年3月上旬 (予定) |
| ● 契約締結・事業開始 | 令和8年3月中旬 (予定) |
| ● 事業完了 | 令和9年3月31日 (水) |

6 応募手続きに関する事項

(1) 質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始日から令和8年1月20日（火）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

「質問書」（様式1）を簡潔に箇条書きで記載し、下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、Eメールによる提出を可とするが、Eメールを送信後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

※Eメールによる提出の場合は、件名に「質問：大阪市プレミアム付商品券2026事業業務委託」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和8年1月27日（火）（予定）に大阪市経済戦略局ホームページに掲載する。

(2) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

(ア) 公募型企画競争方式（プロポーザル方式）参加申請書（様式2-1）

(イ) 公募型企画競争方式（プロポーザル方式）参加申請にかかる誓約書（様式4）

(ウ) 業務実績調書（様式5）

(エ) 情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制に関する資料（様式自由）

(オ) 使用印鑑届（様式6）

(カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】

(キ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）

(ク) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は定款又はその他の規約、個人事業主の場合は住民票）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(ケ) 直近1ヵ年分の本店所在地の法人（個人）住民税（市区町村民税及び都道府県民税）の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(コ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(ハ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

※(ケ)及び(コ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

※(オ)～(ハ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者について省略できるものとする（様式2-1に承認番号を記載すること）。

【共同事業体】

- (ア) 公募型企画競争方式（プロポーザル方式）参加申請書（様式2－2）
- (イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式3）
- (ウ) 公募型企画競争方式（プロポーザル方式）参加申請にかかる誓約書（様式4）
- (エ) 業務実績調書（様式5）
- (オ) 情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制に関する資料（様式自由）
- (カ) 使用印鑑届（様式6）※代表構成員のみ
- (キ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】※代表構成員のみ
- (ク) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
- (ケ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は定款又はその他の規約、個人事業主の場合は住民票）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (コ) 直近1ヵ年分の本店所在地の法人（個人）住民税（市区町村民税及び都道府県民税）の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (オ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (シ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
- (ス) 共同事業体協定書（写し）【構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されているもの】
※ (ウ)、(オ)及び(ク)～(シ)は、構成員となる全ての事業者について提出すること。
※ (コ)及び(オ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。
※ (カ)～(シ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式3に承認番号を記載すること）。

イ 提出期限

令和8年2月2日（月）午後5時まで（必着）

また、参加申請書類の提出と併せて、下記⑨のEメールあてに、件名に「参加申請：大阪市プレミアム付商品券2026事業業務委託【単独法人等又は共同事業体の名称】」を明記して空メールを送信すること。

ウ 提出方法

提出期限までに下記⑨の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、令和8年2月5日（木）（予定）に様式2－1又は2－2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

（3）企画提案書類の提出

ア 提出書類

- (ア) 公募型企画競争方式（プロポーザル方式）企画提案書（様式7－1（単独法人等用）又は7－2（共同事業体用））

(イ) 提案書

(ウ) 業務経費見積書（様式8）

※ 上記(イ)、(ウ)の作成に係る詳細については、別紙3「提案書等の作成について」を参照すること。

イ 提出部数

正本（上記6（3）ア(ア)～(ウ)）：1部（記名したもの）

副本（上記6（3）ア(ア)～(ウ)）：8部

※副本には記名せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

ウ 提出期限

上記6（2）エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和8年2月12日（木）午後5時まで（必着）

エ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者で受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

（1）プレゼンテーション審査

ア 実施日時

令和8年2月26日（木）（予定）（※予備日：令和8年2月27日（金）（予定））

※詳細は、上記6（2）エの参加資格審査結果通知に記載する。

イ 実施場所

大阪市中央区本町一丁目4番5号

大阪産業創造館 会議室（予定）

ウ 内容・方法等

・参加者が行うプレゼンテーションは、上記6（3）アの提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等機材の使用は不可とする。

・上記6（2）アにおいて提出した業務実績調書（様式5）及びそれに係る添付書類（以下「実績調書等」という。）も審査の対象とする。なお、実績調書等については、発注者においてマスキング処理を行うため、プレゼンテーションで説明する場合は、事業者の名称等を推察できないよう留意すること。

・1者あたり30分程度（質疑応答含む。）とし、参加者は1者あたり4名以内とする。共同事業体の場合も同様とする。

※実施日時、実施場所、説明時間等について、変更する場合がある。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(2) 選定基準・方法

| 評価項目 | 評価内容 | 配点 | |
|----------------|---|--|------|
| 事業目的及び事業内容の理解度 | ・本事業の目的等を十分に理解し、その実現に資する推進方針や創意工夫等が盛り込まれているか。 | 15 点 | |
| 業務実施計画等 | 商品券について | <ul style="list-style-type: none"> ・商品券の販売、利用、換金等において、公平でわかりやすく利便性の高い手法が取られるなど、多数の店舗及び利用者の参加につながる手法が提案されているか。 ・購入申込者が購入要件を満たしているか正確に確認する手法がとられているか。 ・完売に向けた効果的な手法が提案されているか。 ・スマートフォンやタブレット端末などを保有していない店舗や利用者も参加可能であり、かつ利便性が確保された手法が提案されているか。 ・大規模店舗だけではなく中小企業者や商店街の店舗など規模にかかわらず幅広い店舗が参加しやすい手法が提案されているか。 | 20 点 |
| | 店舗の募集、選定について | <ul style="list-style-type: none"> ・既存あるいは構築する参加申請システムを活用し、要件を満たす店舗を効率的かつ正確に選定する手法が取られているか。 ・システム申請が困難な店舗にも配慮した手法が提案されているか。 ・店舗に対し、商品券の利用方法への理解を高める手法が提案されているか。 | 10 点 |
| | 広報活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・店舗に対し、H P等による幅広い周知だけでなく、商店街や団体等への呼びかけや、個々の店舗への働きかけなど、中小企業者を含む多数の店舗の参加につながる効果的な手法が提案されているか。 ・利用者に対し、本事業の利用促進につながる効果的な手法が提案されているか。 ・利用者に対し、商品券の利用方法をわかりやすく周知する取組が提案されているか。 ・利用者に対し、利用可能店舗が認識しやすい工夫がされているか。 | 15 点 |
| | セキュリティ及び不正防止等 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報や店舗情報など本事業の実施における情報のセキュリティに対して十分な配慮がなされているか。 ・商品券の偽造や換金等における不正防止、売上金の保全等について、十分な技術及びノウハウを有しているか。 ・虚偽申込等の不正を抑止するための仕組みや不正をチェックするための効果的な対策が講じられているか。 | 10 点 |

| | | |
|---------------|---|-------|
| 業務実施体制等 | <ul style="list-style-type: none"> ・十分な専門的知識やノウハウ、ネットワーク、企画力、財務基盤等を有し、本業務を効果的・効率的かつ安定的に行うことができる能力を有しているか。 ・本業務の実施にあたり必要なノウハウやスキル等を有する担当者が適切に配置され、的確な業務遂行が可能な体制となっているか。 ・店舗や利用者等からの問合せに対して的確かつ迅速に対応できる体制が確保されているか。 ・利用するシステムは事業期間中の安定的な運用が見込まれ、信頼性が高いものが提案されているか。 ・具体的かつ実現性の高いスケジュールが提案されているか。また、タスク間の依存関係が明確かつ整合性がとれており、現実的なスケジュールとなっているか。 | 20 点 |
| 業務実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・類似又は同種の業務に関する豊富な受注実績や優秀な業務実績等を有しているか。 | 5 点 |
| 業務経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務経費見積額の積算内容は、提案業務内容に対して妥当か。 | 5 点 |
| 合計（委員 1 名あたり） | | 100 点 |

ア 上記の評価基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、外部有識者で構成される有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

イ 全委員の合計点が最も高い提案者が 2 者以上（同点）の場合

（ア）「業務実施計画等」の項目の合計得点が高い者を受注予定者とする。

（イ）前号における項目の合計得点が同じ場合は、「業務実施体制等」の項目の得点が高い者を受注予定者とする。

（ウ）前号における項目の合計得点も同じ場合は、「商品券について」の項目の得点が高い者を受注予定者とする。

（エ）前号における項目の合計得点も同じ場合は、くじ引きにより受注予定者を決定する。

ウ 合計点が最も高い提案者の評価において、1 委員でも評価点が 100 点満点中 60 点未満又は 1 項目でも 0 点があった場合には、受注予定者として選定しない場合がある。

その場合、次に合計点の高い提案者をアの「合計点が最も高い提案者」とする。

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。

イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。

ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める事。

エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 業務経費見積書に記載の額が、上記2（3）の契約上限額を超えているもの。

（4）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、全ての参加者に対し、令和8年3月上旬（予定）に様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、経済戦略局ホームページに掲載する。なお、参加者が共同事業体の場合は、共同事業体名称及び構成員となる全ての事業者名について公表する。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書等は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) 全ての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は、審査・受注予定者選定用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。
- (5) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、本市より指示があった場合はこの限りではない。
- (6) 本公募型企画競争方式（プロポーザル方式）は受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型企画競争方式（プロポーザル方式）の参加は無効とする。
- (8) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、1委員でも評価点が100点満点中60点未満又は1項目でも0点があった場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

9 提出先、問合せ先

担当：大阪市経済戦略局企画総務部総務課（調達担当）

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビル0's（オズ）棟南館4階

電話：06-6615-3719

Eメール：keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp

受付については、午前9時から午後5時までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分から午後1時までを除く。